

福岡県公報

令和七年十月十七日
第六百三十八号
増刊
①

目次

規則 (第四十五号)

○知事の職務代理に関する規則

教育委員会

○福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(教育庁高校教育課)

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁高校教育課)

規則

知事の職務代理に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月十七日

福岡県知事

服部 誠太郎

福岡県規則第四十五号

知事の職務代理に関する規則

(知事の職務を代理する副知事の順序)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百五十二

条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 江口勝

第二順位 副知事 生嶋亮介

第三順位 副知事 上田哲子

(知事の職務を代理する上席の職員)

第二条 法第百五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員は、部長

(福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)第八条第一項に規定す

る部長をいう。)とし、その順序は、福岡県部制条例(昭和三十二年福岡県条例第九号)第二条に規定する部の順序とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務代理に関する規則の廃止)

2 知事の職務代理に関する規則(令和三年福岡県規則第三十五号)は、廃止する。

教育委員会

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部

を次のように改正する。

別表中

30	福岡県立宗像高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
30	福岡県立宗像高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三六〇)	を
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(四〇〇)	に、
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三六〇)、理数(四〇〇)	を
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(四〇〇)、理数(四〇〇)	に、
38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(四〇〇)、英語(四〇〇)	を

38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通（三六〇）、英語（四〇）	に、
42	福岡県立福岡高等学校	全日制	普通（四〇〇）	を
42	福岡県立福岡高等学校	全日制	普通（四四〇）	に、
44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通（三六〇）	を
44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通（四〇〇）	に、
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通（三六〇）	を
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通（四〇〇）	に、
64	福岡県立明善高等学校	全日制	普通（二四〇）、理数（四〇）	を
64	福岡県立明善高等学校	定時制	普通（四〇）	に

改める。

（福岡県立中学校学則の一部改正）

第二条 福岡県立中学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

番号	名称	入学定員
1	福岡県立育徳館中学校	一〇五
2	福岡県立門司学園中学校	一〇五
3	福岡県立宗像中学校	一〇五
4	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校	一〇五

（福岡県立中等教育学校学則の一部改正）

第三条 福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

名称	課程・学科（後期課程）	入学定員
福岡県立輝翔館中等教育学校	全日制・普通	一〇五

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校学則、福岡県立中学校学則及び福岡県立中等教育学校学則の規定は、令和八年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式を次のように改める。

別紙様式（第 5 条）

（日本産業規格 A4）

学区外高等学校入学志願申請書

年 月 日

福岡県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

下記のとおり申請します。

本人	現住所		保護者	現住所	
	出身学校名	()			
	氏名				
	生年月日	年 月 日生		氏名	
志願先高等学校		福岡県立 高等学校			
理由（具体的に記述すること。）					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。